



京洛会計だより

発行人

税理士 大塚 俊 宏
 税理士 杉本 高 男
 税理士 林 剛 史

事務所 〒604-8106
 京都市中京区御池通堺町東南角
 吉岡御池ビル902号
 TEL (075) 213-1944(代)
 FAX (075) 213-1946

8月 (葉月) AUGUST

日	1	15	29
月	2	16	30
火	3	17	31
水	4	18	
木	5	19	
金	6	20	
土	7	21	
日	8	22	
月	9	23	
火	10	24	
水	11	25	
木	12	26	
金	13	27	
土	14	28	

8月の税務と労務

国 税 / 7月分源泉所得税の納付 8月10日	国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告 8月31日
国 税 / 6月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等)8月31日	地方税 / 個人事業税第1期分の納付 都道府県の条例で定める日
国 税 / 12月決算法人の中間申告 8月31日	地方税 / 個人住民税第2期分の納付 市町村の条例で定める日
国 税 / 9月、12月、3月決算法人 の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 8月31日	

ワンポイント 納税者権利憲章

納税者の税務に関する権利・義務をわかりやすい言葉で説明した公文書。現在、OECD加盟国中、英米仏や韓国など24カ国が制定しており、納税者憲章、納税者権利宣言などの呼び方があります。我が国でも政府税制調査会が平成22年度税制改正で、その制定について1年以内を目途に結論を出すとしています。

暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

「所得控除から手当てへ」との政府の方針の下、6月から子ども手当が支給され、また、高校の実質無償化が行われることに伴い、年少扶養控除（0歳～15歳）や特定扶養控除の一部（16歳～18歳までの部分）が来年1月から廃止されます。今後は配偶者控除が所得控除見直しの対象になる予定です。

4月からの改正労働基準法の施行により、時間外労働の法定割増賃金率が見直され、1か月当たり60時間を超える場合の法定割増賃金率が従来の25%以上から50%以上に引き上げられています。また、労働者と事業主との間で協定を結ぶことにより、年5日を限度として年次有給休暇を時間単位で取得できるようになりました。ただし、割増賃金については、当分の間、中小企業への適用は猶予されています。

無駄な歳出削減のため、公開で何度か行われている政府の「事業仕分け」が、国民にはわかりやすく映り好評のようです。短時間で正しい判断が下せるのか、金額的な効果が少ないものもあるなどの指摘もありますが、継続的に仕分け作業を進めてもらいたいものです。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

アパート増築の場合の借入金利子

アパートの新築にかかる借入金利子は、所得税法第37条（必要経費）の規定を厳密に解釈すると、まだその新築するアパートについて家賃収入がないことから、不動産所得の金額の計算上、必要経費に算入することはできず、資産の取得価額に算入されます。

しかし、新規にアパート経営を始めるのではなく、既に別のアパートを所有し、不動産所得が生じるような業務を行っている場合には、新しいアパートを建築することも業務の拡張行為であると考えられています。

したがって、その場合の借入金利子は、不動産所得を生ずべき業務を遂行する上で生じたものとして、その支払った年分の必要経費に算入することができます。

労働組合主催の運動会への援助金

労働組合のレクリエーション活動として、組合の役員と組合員、その家族等が参加する、労働組合主催の運動会が開催されることがあります。そのような場合、会社がその運動会に援助金を支給することもしばしばあると思います。

労働組合に対して、使用者としての立場である会社が、そのレクリエーション費用を援助することは、金銭の無償贈与となり、法人税法上の寄付金となります。なお、この場合は、「一般の寄附金」として扱われ、他の「一般の寄附金」と合計して損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入されることとなります。